

株式会社東京建築検査機構 CASBEE 評価認証業務料金規程

(趣 旨)

第 1 条 規程は別に定める「株式会社東京建築検査機構 CASBEE 評価認証業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社東京建築検査機構(以下「TBTC」という。)が実施する CASBEE 評価認証業務(以下「評価認証業務」という。)に係る料金について、必要な事項を定める。

(CASBEE 評価認証料金)

第 2 条 業務規程第 15 条に規定する評価認証の業務に係る料金の額は次表に掲げるとおりとする。

申請建築物の延べ面積	用途	金額(消費税別)
2,000 m ² 未満	—	事前相談の上、見積りにて対応
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	単一用途	420,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 120,000 円を上記金額に加算
10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	単一用途	530,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 150,000 円を上記金額に加算
50,000 m ² 以上	単一用途	630,000 円
	複合用途	1 用途増える毎に 180,000 円を上記金額に加算

(再評価料金)

第 3 条 TBTC が評価認証の業務を行った建築物を再評価する場合は前条の表に記載する金額の 70%とする。

(料金の加算)

第 4 条 評価認証の業務を実施するにあたり、特別の調査費用又は出張費等が生じた場合は申請者の負担とする。

(再交付料金)

第 5 条 TBTC が認証書を再交付する場合の料金は、1 通につき 10,000 円とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。